

京都府バイオマス活用推進計画（改定版）

－地域の取組を基本にバイオマスの活用を－

1 策定の趣旨

バイオマス活用推進基本法に基づく都道府県計画として、「地域の活性化」を基本に、「産業の育成」「地球温暖化の防止」「循環型社会づくり」を実現するため、市町村や地域の取組の指針とする。

2 計画の概要

(1) 計画期間

概ね10年先の「目指す社会」を見据え、平成24年度から33年度までの10か年

(2) バイオマス利用の現状

食品廃棄物や家畜排せつ物などの「廃棄物系バイオマス」は、法令に基づく適正利用等により利用が進んでいるが、林地残材や竹などの「未利用バイオマス」は、地域住民や NPO 等の地道な活動が生まれつつあるものの、利用は十分進んでいない状況。

(3) バイオマス利用の課題

- 廃棄物系バイオマス
発生量の抑制と製品（マテリアル）利用、エネルギー利用の促進
- 未利用バイオマス
林地残材や竹など木質バイオマスの低コスト安定供給と地域での循環利用

(4) 利用推進の基本方針

- バイオマスが生活に根付いた「持続可能な低炭素社会」や、「製品やエネルギーを地産地消する社会」、「発生から利用まで環としてつながった社会」「新たな産業や雇用が生まれる社会」を目指す。
- 市町村をはじめ府民、関係者等が連携・協働し、バイオマスの供給側と利用側をつなぐ取組を進める。
- これまで廃棄処理されていたり、放置され利用されていないバイオマスの有効活用を目指す。

(5) 目標

	バイオマス名	現状		目標	備考(主な利用内容)
		平成22年度 (計画策定時点)	平成28年度 12月時点	平成33年度	
		利用率	利用率	利用率	
廃棄物系	食品加工残さ	83%	93%	97%	たい肥、飼料
	生ごみ	85%	88%	91%	たい肥、飼料、メタン、発電、温水
	廃食用油	28%	33%	35%	BDF
	下水汚泥	35%	43%	61%	エネルギー、たい肥、建設資材
	家畜排せつ物	100%	100%	100%	たい肥、エネルギー
	建設廃材	85%	82%	91%	合板材料、ボイラー等燃料
	製材工場廃材	96%	96%	96%	小物製材、オガラ屑等、燃料、家畜敷料等
未利用系	籾がら	69%	70%	72%	たい肥、マルチ
	林地残材	—	19%	35%	木質新素材、発電、ペレット燃料等
	竹	11%	13%	29%	バイオプラスチック、竹パウダー、発電

(6) 活用の主な推進方向と方策

○地域の主体的な取組の推進

- ・市町村バイオマス活用推進計画の策定を支援し、地域での取組を促進
- ・「京都バイオマス活用優良表彰」の普及啓発等により、地域に存在するバイオマスの総合的な活用に向け、供給側と需要側を結びつける活動を推進

○廃棄物系バイオマスの活用

・発生量の抑制と製品開発、普及奨励によるマテリアル利用促進

⇒食品廃棄物を利用した製品開発（飼料・肥料等）の促進や廃食用油等の回収活動の支援

⇒下水汚泥由来製品（肥料、建設資材等）の利用拡大、販路確保のための情報提供

・生ごみや下水汚泥のエネルギー利用の促進

⇒クリーンセンター等の施設更新時のエネルギー利用の高効率化

⇒民間事業者からの技術提案などを踏まえたバイオガス発電や下水汚泥の固形燃料化

・木質バイオマスを原料とする製品化やエネルギー利用の促進

⇒製材工場廃材を原料とした製品（ペレット等）製造施設の整備

⇒木質バイオマスボイラーの導入促進

○未利用バイオマスの活用

・木質バイオマスのマテリアル利用の促進と産業創出

⇒民間企業等のバイオマス製品（木質パレット、木質レンガ等）製造施設の整備

・木質バイオマスのエネルギー利用の促進

⇒公共施設等での木質バイオマスボイラー等の導入促進

⇒民間企業等の木質バイオマス発電への参入促進

(7) 関係者の役割

地域資源であるバイオマスを活用するためには、地域の関係者が役割分担しながら、密接に連携して取り組むことが必要。

(8) 取組の推進と進捗管理

- 「バイオマス活用庁内連絡会議」で年度当初に、バイオマス毎の当該年度の具体的な取組内容、活用する事業と実施地区、目標と実績、活動の評価・検証、次年度の目標などを盛り込んだ「バイオマス活用年次計画・実績表」を作成。
- 大学、研究機関、市町村、京都府などと情報交換を行いながら、活用推進に係る具体的な取組を推進。
- 「バイオマス活用庁内連絡会議」で1年間の取組実績に基づく活動の評価と検証を行い、「バイオマス活用年次計画・実績表」を作成します。外部委員の評価を受け、内容を適宜ホームページ等で公開。
- 評価に基づき、次年度の具体的な取組内容について目標を設定します。